

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成28年(2016年)7月26日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 7月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 7月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) \* 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

【1】夫が別居中の妻,その弁護士に対し妻が監護する次男への調停合意に基づく面会交流が拒否されたとして損害賠償を求めた事案。控訴審では,双方の感情的対立で具体的な面会条件の協議ができなかったとして,妻らの面会交流権侵害を認めた原審を取消した(平成27年3月27日福岡高裁平成27年(ネ)第443号)

【2】離婚した妻が元夫に子の進学に関わる養育費を求めた事案。仮に離婚していなくても子自身が奨学金等で学費の一部を負担せざるを得ないと推認し,元夫の負担割合を3分の1として超過教育関係費を算出,標準的算定表により養育費額に加算して元夫に支払を命じた(平成27年4月22日大阪高裁平成27年(ラ)第241号)

【3】建物内の什器備品等を保険目的物として店舗総合保険契約を締結していたXは落雷による瞬間電圧低下でパソコン等が損傷したとして保険金支払を求めた事案。本件保険約款にある落雷被害とは落雷の直撃,引込線を通じた異常高圧電流によるものだとして請求を棄却(平成28年1月15日高松高裁平成26年(ネ)第390号)

【4】亡Aの公正証書遺言に預貯金は子Xらに,現金は子Yが相続するとあり,A死亡2カ月前に一部預金が解約されYがそれを相続。Xらは同払戻金は預貯金債権に該当するとしてYにその返還を求めた。本判決はA自ら上記預金を解約したとしてXらの請求を棄却(平成27年7月15日東京地裁平成26年(ワ)第29497号)

【5】Y社勤務のAが自殺,相続人Xらがその原因は過重な業務及びY社長のパワハラと主張,YはAの義父に起因する家庭問題が原因であると争った。本判決は,その原因は,Aの義父の不法行為とYの債務不履行の競合によるとして,Xらの主たる請求の全額を認容(平成27年9月10日京都地裁平成24年(ワ)第1605号)

【6】X,Y,Aの共有建物につき,XとAは賃貸借契約を締結。YはXとAに対する債務名義に基づき当該賃料債権を差押え,Aに対する債権に充当した。Xはこれに対して請求異議申立,不当利得返還請求を求めたが,賃料債権の不可分性を認定して,Xの請求を棄却した(平成27年9月30日東京地裁平成26年(ワ)第29360号,平成27年(ワ)第1289号)

【7】Xは転職先の銀行で約束されていた年収等が景気変動を理由に減額を迫られ一度は書面で同意したものの,本件同意は心裡留保又は錯誤等により無効であるとして減給前後の給与の差額支払,退職強要に対する損害賠償を求めたが,いずれの請求も棄却された(平成27年11月27日さいたま地裁平成26年(ワ)第983号)

【8】美容整形を受けた患者が副作用がでたとして医療法人及び担当医師に損害賠償を請求した事案。美容整形医療で医師が負う債務の性質は意図した結果ではなく手段債務であり,医師が医薬品を適応外使用したとしても過失が推定されるとはいえないとし請求を棄却(平成28年3月15日大阪地裁平成25年(ワ)第6797号)

(商事法)

【9】株式等の公開買付後に株式会社が同株を全部取得条項付種類株式とした上でこれを取得する取引が一般に公正と認められる手続により行われた場合,特段の事情がない限り裁判所は上記株式の取得価格を上記公開買付における買付等の価格と同額とするのが相当と判示(平成28年7月1日最高裁平成28年(許)第4号)

(知的財産)

【10】1審原告である控訴人が本件写真データにつき被控訴人が本件写真データを使用して作成したチラシをホームページに掲載した行為は控訴人の著作権(複製権)を侵害する旨主張し損害賠償等を求めた事案。本判決は著作物性を否定した原判決を支持し控訴を棄却した(平成28年6月23日知財高裁平成28年(ネ)第10025号)

【11】原告らは本件商標「桜・図形・桃・苺」につき指定商品を「いちご」として商標登録を受けたが,これに対する異議申立により,特許庁は引用商標「ももいちご」と類似するとして本件商標の取消を決定。原告らが決定取消を求める本件訴訟を提起したが棄却された(平成28年6月23日知財高裁平成28年(行ケ)第10003号)

【12】原告(特許出願人)は,拒絶審決の取消を求め,本件審決で初めて示された周知例1及び2を根拠とした周知技術が認定されて請求不成立とした手続は,原告に対して周知例1及び2に関する反論の機会を与えない不意打であって違

法と主張したが、棄却された(平成28年7月13日知財高裁平成27年(行ケ)第10186号)

【13】「生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置」の特許権を有する原告が被告による被告装置の譲渡等の行為について差止等を求めた事案。被告による被告装置のメンテナンス行為も侵害行為に当たるとして差止を求めたところ請求が認容された事例(平成28年6月30日東京地裁平成27年(ワ)第12480号)  
(民事手続)

【14】債務整理を依頼された認定司法書士は、当該債務整理の対象となる個別の債権の価額が司法書士法3条1項7号に規定する額(140万円)を超える場合には、その債権に係る裁判外の和解について代理することができないと判示(平成28年6月27日最高裁平成26年(受)第1813号)

【15】再生債務者に対し債務を負担する者が当該債務に係る債権を受働債権とし、自らと完全親会社を同じくする他の株式会社が有する再生債権を自働債権としてする相殺は、それを可能とする合意が予めされていた場合でも民事再生法92条1項の相殺に該当しないと判示(平成28年7月8日最高裁平成26年(受)第865号)

【16】権利能力なき社団A協議会の会長、副会長Y1 Y3が専務理事Y4にAの規則に反し1200万円を給与として支出したとしてAの会員Xらが Yら に1200万円をAに支払うよう求めたが、Xらに原告適格を認めず株主代表訴訟等の類推適用についても当事者適格を否定(平成27年11月9日東京地裁平成27年(ワ)第8011号)  
(刑事法)

【17】被告人はわずか1年余の間にいずれも同性愛の交際相手連れ戻したいという思いから出発してその家族らを殺害し放火という重大犯罪を重ね、第1審判決は被告人に死刑を科刑し原判決もこれを維持したため弁護人が上告したが棄却された(平成28年6月13日最高裁平成26年(あ)第1655号)

【18】犯行時18歳だった被告人は同棲相手に暴行を加え、さらにその関係者3名のうち2人を殺害し、1名に傷害を負わせた事件で、第1審判決は被告人に死刑を科刑し、原判決もこれを維持。弁護人が上告したが棄却された(平成28年6月16日最高裁平成26年(あ)第452号)

【19】花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋で多数の参集者が折り重なって転倒して死傷者が発生した事故について、警察署副署長に同署地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立しないとされた事例(平成28年7月12日最高裁平成26年(あ)第747号)

【20】JR西日本福知山線の列車が脱線転覆し、多数の乗客が死傷した事故につき検察審査会の起訴議決を経て指定弁護士により同社の歴代代表取締役社長3名が業務上過失致死傷の罪で起訴された。原判決は無罪、指定弁護士が控訴したが本判決は控訴を棄却(平成27年3月27日大阪高裁平成25年(う)第1335号)

【21】覚せい剤の自己使用及び所持で有罪となった被告人が訴訟手続の法令違反等を理由に控訴した事案。職務質問した警察官が被告人の移動を有形力を行使して妨害、弁護士と同乗したタクシーの進路をパトカー3台が塞ぐ等任意捜査の限界を超える違法あったとされた(平成27年10月8日東京高裁平成27年(う)第1068号)  
(公法)

【22】入墨の有無等を問う調査に回答しなかった大阪市交通局職員に対する戒告処分に対しその取消等を求めた事案。原判決の「社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」とした判断を認めず処分取消請求を認容した部分を取消し請求を棄却(平成27年10月15日大阪高裁平成27年(行コ)第4号、第62号)  
(その他)

【23】弁護士による破産手続開始申立の受任通知の送付後、同申立てがないまま債務者が所有不動産を売却したために、その後に債務名義を取得した債権者が当該不動産に強制執行等の手続をとれなかったとして当該弁護士に損害賠償を請求したが、同請求が棄却された(平成27年10月15日東京地裁平成26年(ワ)第25665号)

【24】NTTの電話帳に掲載された名、住所、電話番号等の情報をネットで検索できるようにした債務者に対し、債権者の立担保なくして、データの削除を命じた仮処分。債務者が今後開設することがあるその他のウェブサイトにおいても当該データの掲載を禁止した(平成28年5月19日さいたま地裁平成28年(ヨ)第103号)

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

### 【民法】

#### (1) 福岡高判平成27年3月27日 判例時報2291号68頁

平成27年(ネ)第443号 損害賠償請求控訴事件 一部取消(上告)

X(夫)が別居中のY1(妻)及びその代理人弁護士Y2に対し、Y1が監護する二男について調停により月2回程度の面会交流が合意されたにもかかわらず、Yらが不当に面会交流を拒否し精神的苦痛を受けたとして不法行為に基づく損害賠償として500万円等の支払を求めた事案である。原審は、調停成立前は非監護親が子と面会交流する権利義務は、いまだ抽象的なものであり不法行為に基づく損害賠償請求は認められないが調停成立以降は、当事者は調停に従って面会交流を実施するため誠実に協議すべき注意義務(誠実協議義務)を負担すべきであり社会通念に照らし協議を拒否したと評価される場合には面会交流権を侵害するものとして不法行為を構成するとし、20万円の限度で慰謝料を認容したが、双方が不服として控訴した。本判決は、調停成立前の非監護親の面会交流の権利はいまだ抽象的なものにとどまるが調停成立後については原判決の掲げた誠実義務を支持した上で、本件で面会交流が実施されなかった原因は双方の感情的対立により面会条件の具体的協議が困難になったことによるものでYらの誠実義務違反を認めず、不法行為責任を生じさせる行為ではないとして一審判決のYらの敗訴部分を取消した。

#### (2) 大阪高決平成27年4月22日 判例タイムズ1424号126頁

平成27年(ラ)第241号 子の監護に関する処分(養育費)審判に対する抗告事件(変更,確定)

X(母)がY(父)に対し、XY間の子Aらの養育費の支払いを求めた事案において、本決定は、XとYが婚姻中に、Aの進学する高校を検討した際、国立大学の進学を視野に入れた進学先を選択したこと、その際、国立大学の進学を視野に入れて高等学校を選択する旨の話はYも聞いていたことから、Yは、超過教育関係費用のうち、Aが国立大学に進学した場合の学費標準額と通学費に相当する金額の一部を負担するのが相当であるとしたが、X及びYの収入や生活状況などからすると、仮にXとYが離婚しなかったとしても双方の収入でAの学費等の全額を賄うのは困難であり、A自身においても、奨学金を受けあるいはアルバイトをするなどして学費等の一部を負担せざるを得なかったであろうことが推認されることから、Yの負担すべき割合を3分の1とし、これに従って超過教育関係費用のうちYの負担すべき金額を算出し、標準的算定表により算定される養育費額に加算してYに対し支払いを命じた。

#### (3) 高松高判平成28年1月15日 判例タイムズ1424号119頁

平成26年(ネ)第390号 保険金請求控訴事件(取消,請求棄却,上告,上告受理申立)

Xは、保険会社Yとの間で、事務所建物及びその建物内の什器備品等を保険目的物として店舗総合保険契約を締結していたところ、落雷に伴って発生した瞬間電圧低下によりXの事務所内でのパソコンのネットワークに接続されたハードディスクが損傷し、代替のハードディスク購入代金、データ復旧費用、データの再作成のために必要となった給与等の損害が生じたため、Yに対し、損害相当額である金335万1000円の保険金支払いを求めた。

瞬間電圧低下は、発電所から配電用変電所までの特別高圧送電設備のいずれかに落雷があった場合、変電所(開閉所)において自動的に落雷のあった送電系統の送電を遮断し別の送電系統からの送電に切り換える際に、下流の送電網に0.07秒から2秒程度の間、電圧低下が生じるものであるところ、本判決は、火災保険において落雷が保険事故に取り入れられた経緯や火災保険における保険料率の算定状況を検討するとともに、「落雷」に対する一般的な理解も踏まえ、本件保険約款にいう「落雷によって保険目的物に損害を生じた場合」とは、直撃を受けたり引込線を通じたりすることで落雷の異常高電圧電流によって保険目的物が損傷した場合をいうと解されるとの判断を示し、本件で生じた損傷はこれには当たらないとして、Xの請求を棄却した。

#### (4) 東京地判平成27年7月15日 金法2045号90頁

平成26年(ワ)第29497号 不当利得返還請求事件(請求棄却)

本件は、XらとYの母である亡Aが、生前、Aが有する預貯金債権はXら及びYが3分の1ずつ相続する旨と、Aが有する現金はYが相続する旨の内容を含む公正証書遺言を作成し、死亡したところ、死亡の2か月ほど前に、定期預金7口を解約していたため、Xらが、上記定期預金の払戻金は、上記遺言の解釈においては、預貯金債権に該当するとして、上記払戻金を取得したYに対し、不当利得返還請求権に基づき、それぞれ659万0080円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

本判決は、本件遺言においては、不動産、特定の株式、それ以外の株式及び預貯金債権、現金及び動産と分類した上で、それぞれ特定の相続人に取得させるものとしており、その規定は文言としていずれも明確であり、また、Aは自ら上記定期預金を解約したものであり、それにもかかわらず、その2か月後にAが死亡したことをもって、預貯金債権と同様とみることはできないとして、Xらの請求を棄却した。

#### (5) 京都地判平成27年9月10日 判例時報2293号75頁

平成24年(ワ)第1605号 損害賠償請求事件(一部認容,一部棄却(確定))

建設会社Yに勤めていた男性Aが精神障害を発病して自殺し,相続人であるXらが,精神障害の原因は過重な業務及びY社長からのパワーハラスメントが原因であると主張して,債務不履行(労働契約上の安全配慮義務違反)に基づく損害賠償を求め,YはAの家庭問題が原因であると争った事案。

本判決は,Aの業務は労働時間及び業務内容に照らして客観的に相当程度に過重であったといえ,Aの精神障害及び自殺との間で条件関係は優に認められるとし,他方で,Aには,義父から育児に専念するためY社を退職するべきであると執拗に求められていた等の家庭問題についても,Aの精神障害及び自殺の原因となり得るものであり,それぞれが単独でAの精神障害及び自殺の原因となり得るものであるとして,Yの反論を排斥し,義父の不法行為責任とYの債務不履行が競合し,民法719条を類推適用して連帯責任を認め,主たる請求の全額を認めた。なお,付帯請求(死亡日から起算)については,Xらは債務不履行に基づく損害賠償請求を行っていることを理由に,起算日を履行請求の翌日からとして一部棄却された。

#### (6) 東京地判平成27年9月30日 金法2044号75頁

平成26年(ワ)第29360号 請求異議事件(甲事件),平成27年(ワ)第1289号 不当利得返還請求事件(甲・乙事件ともに請求棄却)

X,YおよびAが共有する建物について,X及びAは,賃貸借契約を締結している。Yは,XおよびAに対する債務名義に基づき,当該賃料債権に対する差押え及びこれに基づく取立を行い,Aに対する債権に充当した。これに対し,Xが,当該取立金を同建物のX,Y及びAの各持分割合に応じて分割し,Xの持分割合に相当する取立金をXがYに対して負う債務に充当すると,Xの債務は消滅するとして,Yに対し,上記債務名義に基づく強制執行の不許を求めるとともに,YはXの持分割合に相当する取立金からXの債務額を控除した額を超える部分を法律上の原因なく利得しているとして,不当利得金およびこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。

本判決は,上記賃貸借契約上,賃借人が賃料全額を1つの預金口座に振り込んで支払うこととされており,2人の賃借人に対して,共有部分に従って分割して弁済すべきことなどの定めがされていないという事実関係のもとでは,賃料債権を不可分債権とする(少なくとも黙示の)合意があると認定した上,Yは,Xとの関係では,X及びAの上記建物の共有持分割合に拘束されることなく,上記取立金の全部を,YのAに対する債権に充当することができるというべきであるとして,Xに対する請求債権が既に回収済みであるとは認められず,また,YがXの損失により不当に利得しているとも認めることはできないと判示した。

#### (7) さいたま地判平成27年11月27日 判例時報2291号129頁

平成26年(ワ)983号 賃金請求事件 棄却(控訴)

Xは,平成19年,約20年間勤務した大手銀行を経て銀行Yへ転職し,その際,Yとの間で年間基本給1500万円その他賞与が支給される旨合意したが,Yは収益の悪化,リーマンショック等により約千数百億円の赤字となり,人事制度を変更し新給与体系を導入することとなった。Xは上司との個別面談において基本給減額(1110万円)及び退職パッケージ(退職金の上乗せ)の説明を受け,減給同意書(本件同意書)及び退職パッケージに係る書面を交付された。その後Xは家族とも相談した上で本件同意書に署名押印してYに提出した。Xは,上司が高圧的な態度で同意を迫ったため本件同意は心裡留保又は錯誤等により無効であるとして減給前後の給与の差額,会議で上司から罵詈雑言を浴びさせられ退職を強要されたとして不法行為に基づく損害賠償請求権に基づき1年間の基本給相当額である1500万円の支払を求めた事案である。

本判決は,Xは減給に納得していなかったものの自らの意思で署名押印したのであり,いわば意思表示を渋々したものであり,これは表意者の感情にすぎず意思表示に対応する内面的効果意思の内容とは全く別のものであり心裡留保にはあたらず,またXが本件減給に同意しないと解雇されると思い込んだということではできず,本件減給に対する同意の意思表示に錯誤は成立しないとした。さらに会議での上司の「今更そんな言い訳を言っても通用しない」等の発言は,重要案件の担当者Xに対して進捗状況が芳しくなかったためにしたものであり原告を誹謗中傷するものでも退職を促すものでもなく不法行為に該当する違法なものではないとして,請求を棄却した。

#### (8) 大阪地判平成28年3月15日 判例タイムズ1424号218頁

平成25年(ワ)第6797号 損害賠償請求事件(請求棄却,控訴)

女性患者Xが,目の下のしわの改善を目的とする美容整形の施術を受けたが,施術部位に膨らみ等の副作用が生じたとして,医療法人Y1とそこに勤務し本件施術を行った医師Y2に対し損害賠償請求をした事案において,(1)美容外科の診療契約において医師が負う債務の性質,(2)医師が薬剤を適応外使用したことにより過失が推定されるか等が争われた。(1)について,原告は「目の下のしわの改善」という意図した結果が実現されなかったことをもって債務不履行が推定されると主張したが,本判決は,美容整形の医療に関しても医師が負う債務の性質は手段債務であるとし,(2)

について、最判平成8年1月23日(民集50巻1号1頁・判タ914号106頁)の判例は、医薬品の危険性については製造業者等が特定の効能・効果を得るために使用する場合を想定した検証を踏まえており最も高度な情報を有するといえるから、その業者等が添付文書に記載した使用上の注意に、医師が特段の合理的な理由がないのに従わなかったときは、当該医師の過失が推定されるとしたものと解されるところ、医薬品を適応外使用する場合については、製造業者等は検証を行っておらず、添付文書においてその場合の注意事項には言及していないから、平成8年判例の趣旨は及ばず、医師が医薬品を適応外使用したことをもって当該医師の過失が推定されるとはいえないとし、Yらの責任を否定しXの請求を棄却した。

## 【商事法】

### (9) 最一決平成28年7月1日 最高裁HP

平成28年(許)第4号 株式取得価格決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/989/085989\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/989/085989_hanrei.pdf)

#### (裁判要旨)

株式等の公開買付け後に株式会社がその株式を全部取得条項付種類株式とした上でこれを取得する取引が一般に公正と認められる手続により行われた場合には、上記取引の基礎となった事情に予期しない変動が生じたと認めるに足りる特段の事情がない限り、裁判所は、上記株式の取得価格を上記公開買付けにおける買付け等の価格と同額とするのが相当である。

#### (理由)

上記の取引は、多数株主又は上記株式会社(以下「多数株主等」という。)と少数株主との間に利益相反関係が存在するが、独立した第三者委員会や専門家の意見を聴くなど意思決定過程が恣意的になることを排除するための措置が講じられ、公開買付けに応募しなかった株主の保有する上記株式も公開買付けに係る買付け等の価格と同額で取得する旨が明示されているなど一般に公正と認められる手続により上記公開買付けが行われた場合には、上記公開買付けに係る買付け等の価格は、上記取引を前提として多数株主等と少数株主との利害が適切に調整された結果が反映されたものであるというべきである。

そうすると、上記買付け等の価格は、全部取得条項付種類株式の取得日までの期間はある程度予測可能であることを踏まえて、上記取得日までに生ずべき市場の一般的な価格変動についても織り込んだ上で定められているといえることができる。

上記の場合において、裁判所が、上記買付け等の価格を上記株式の取得価格として採用せず、公開買付け公表後の事情を考慮した補正をするなどして改めて上記株式の取得価格を算定することは、当然考慮すべき事項を十分考慮しておらず、本来考慮することが相当でないと認められる要素を考慮して価格を決定するものであり(最高裁平成26年(許)第39号同27年3月26日第一小法廷決定・民集69巻2号365頁参照)、原則として、裁判所の合理的な裁量を超えたものといわざるを得ない。

## 【知的財産】

### (10) 知財高判平成28年6月23日 裁判所HP

平成28年(ネ)第10025号 売掛金請求控訴事件 著作権 民事訴訟 (原審 千葉地方裁判所松戸支部平成27年(ワ)第209号) (棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/963/085963\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/963/085963_hanrei.pdf)

1審原告である控訴人が本件写真データにつき著作権を有するにもかかわらず、被控訴人が本件写真データを使用して作成したチラシをホームページに掲載した行為は控訴人の著作権(複製権)を侵害する旨主張して、控訴人が、被控訴人に対し、著作権侵害の不法行為による損害賠償等を求めた事案であって、原判決は、本件写真データは思想又は感情を創作的に表現したものと認められず、著作物性があるとはいえない旨判示して、控訴人の請求を棄却し、控訴人がこれを不服として控訴した事案。

控訴人は、被写体及びその組合せ並びに撮影時における眼鏡のつるの開き具合、配置、撮影方向及び背景色につき、自らの意思に基づき判断し選択したものであり、その判断には創作性がある旨主張する。

しかし、控訴人は新聞折り込みチラシに使用する切り抜き用に本件写真データを作成したにとどまり、チラシそのものの作成ないしそのレイアウトの決定に関与する立場になかったことからすれば、上記の配置等について創作性を発揮する余地はほとんどなかったものと認められることや、実際にも、こうした配置等につき、本件写真データを使用して作成されたチラシに掲載されている、控訴人以外の者の撮影によるものと見られる眼鏡の写真と本件写真データとで格別相違がないことなどにかんがみれば、控訴人の指摘にかかる配置等は、注文者から特に具体的指示等がなくとも一般に採用されるものにすぎないことがうかがわれる。そうすると、控訴人の指摘に係る点を考慮しても、

本件写真データにつき控訴人の思想又は感情を創作的に表現したものと見る余地はない。

控訴人は、本件写真データの一部が著作権登録されたことの証拠として提出するが、著作権登録がされたとしても、それによって、その対象となったものに著作物性があることが確定されるわけではない。

よって、控訴人の請求を棄却した原判決は相当である、として本件控訴は棄却された。

#### (11)知財高判平成28年6月23日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10003号 商標登録取消決定取消請求事件 商標権 行政訴訟 (棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/964/085964\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/964/085964_hanrei.pdf)

原告らは、本件商標「桜・図形・桃・苺」について、指定商品を「いちご」として商標登録を受けた商標権者であり、異議申立人は、本件商標につき登録異議の申立てをし、特許庁は、平仮名の「ももいちご」からなる周知の引用商標1と本件商標が類似するとして取消決定をし、原告らは、本件決定の取消しを求める本件訴訟を提起した事案。

本件商標「桜・図形・桃・苺」は、上段左側に、手書き風の書体からなる「桜」の漢字を、上段右側に、渦巻き線から短い線が放射状に配されてなる図形を、下段左側に、前同様の書体からなる「桃」の漢字を、下段右側に、前同様の書体からなる「苺」の漢字をそれぞれ書してなる商標である。

以上のような本件商標の構成のうち、上段右側の図形は、一見して何を表す図形であるかが理解し難いものであるから、この部分から特定の称呼や観念が生ずることはない。

他方、「桜」の文字は、植物の「さくら」を表す漢字として、「桃」及び「苺」の文字は、果実の「もも」及び「いちご」を表す漢字として、いずれも広く親しまれているものであるから、本件商標に接した需要者らは、これらの文字部分に着目し、そこから「サクラモモチゴ」の称呼及び「桜と桃と苺」の観念が自然に生ずるものといえる。

また、本件商標において、その上段部分と下段部分とは、不可分的に結合しているものとまでは認められないから、上段部分と下段部分を分離観察することもあり得る。

特に、2行の文字列を読む際には、まず上段の左から右に読み、続いて下段の左から右に読むのが通常であるところ、この順で本件商標を読んでいくと、上段「桜」と下段「桃苺」の間に図形が介在するため、「桜」と「桃苺」とは、分離観察されやすいものといえる。

以上を総合すれば、本件商標においては、その構成のうち下段の「桃苺」の漢字部分が、取引者、需要者に対し商品の出所識別標識として強く支配的な印象を与える部分と認識されることがあるから、当該部分を本件商標の要部として把握することができる。

上記のとおり、本件商標のうち、下段の「桃苺」の漢字部分は、本件商標の要部の一つであると認められ、これと引用商標1とを比較して商標そのものの類否を判断することも許されるものといえる。しかるところ、上記「桃苺」の漢字部分と「ももいちご」の平仮名からなる引用商標1とを対比すると、本件商標と周知の引用商標1とは、そこから生ずる称呼及び観念をいずれも共通にする商標であり、それらが同一の商品に使用された場合、その出所について混同を生ずるおそれがあるものといえるから、両商標は、類似する商標というべきである。

したがって、本件商標と周知の引用商標1が類似すると判断したことに誤りはない、として原告らの請求は棄却された。

#### (12)知財高判平成28年7月13日 裁判所HP

平成27年(行ケ)第10186号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/016/086016\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/016/086016_hanrei.pdf)

特許出願人である原告が、拒絶審決の取消しを求めた事案であって、本件審決において初めて示された周知例1及び2を根拠とした周知技術が認定されて請求不成立の判断が出された手続は、原告に対して周知例1及び2に関する反論の機会を与えることなく、不意打ちをするものであって違法である旨を主張したが、請求が棄却された事案。

原告は、平成27年2月23日付け拒絶理由通知において、アンカーピン自体を一体成形することは周知技術であることが示されたのに対し、同年4月27日付けの意見書において、上記周知技術の根拠の明示を求めたが、これに対する回答はなく、本件審決において、初めて周知例1及び2が示され、これらを根拠とした周知技術が認定されて請求不成立の判断が出されたとして、このような手続は、原告に対して周知例1及び2に関する反論の機会を与えることなく、不意打ちをするものということができ、違法である旨主張する。

ここで、平成27年2月23日付け拒絶理由通知において、アンカーピン自体を一体成形とすることは、本願の出願日前において既に周知の技術であった旨が明記されている。

そして、原告は、同年4月27日付け意見書において、上記拒絶理由通知記載の周知の技術に関し、平成25年11月25日付け手続補正書による補正事項について、当業者が別紙1の図4及び図5を見れば中間部14と係止部16とが一体成形されていることが自明であり、これをもって、アンカーピン自体を一体成形とすることが周知の技術であるわけではない旨主張しているが、同主張のとおり、当業者が上記図面を見て上記一体成形を自明のこととして理解するのは、まさに、アンカーピン自体を一体成形することが、当業者に周知の技術であったからにはかならない。

以上によれば、本件審決が周知技術として認定した「テーパ形状の拡底部を有する杭において、テーパ形状の拡底部と拡底部以外の部分とを滑らかに接続し、一体の外周面を形成するように一体成形すること」の主要な内容である一体成形の技術については、周知技術であることが平成27年2月23日付けの拒絶理由通知に示されており、しかも、これに関する原告の意見書の内容自体から、一体成形の技術が当業者に周知されていたといえることができる。このような経過に鑑みると、本件審決が、それまで審判手続において示されていなかった周知例1及び2を根拠とする周知技術を認定したことは、原告に対する不意打ちということとはできず、手続違背には当たらないといえるべきである。

### (13) 東京地判平成28年6月30日 裁判所HP

平成27年(ワ)第12480号 特許権侵害差止等請求事件 特許権 民事訴訟(認容)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/992/085992\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/992/085992_hanrei.pdf)

「生海苔異物分離除去装置における生海苔の共回り防止装置」の特許権を有する原告が、被告による被告装置の譲渡等の行為について差止め等を求めた事案であって、被告による被告装置のメンテナンス行為も侵害行為に当たるとして差止めを認めた事案。

原告は、被告に対し、本件メンテナンス行為の差止めを求めるところ、製品について加工や部材の交換をする行為であっても、当該製品の属性、特許発明の内容、加工及び部材の交換の態様のほか、取引の実情等も総合考慮して、その行為によって特許製品を新たに作り出すものと認められるときは、特許製品の「生産」(法2条3項1号)として、侵害行為に当たると解するのが相当である。

本件各発明は、生海苔混合液槽の選別ケーシングの円周面と回転板の円周面との間に設けられた僅かなクリアランスを利用して、生海苔・海水混合液から異物を分離除去する回転板方式の生海苔異物分離除去装置において、クリアランスの目詰まりが発生する状況が生じ、回転板の停止又は作業の停止を招いて、結果的に異物分離作業の効率低下等を招いてしまうとの課題を解決するために、突起・板体の突起物を選別ケーシングの円周端面に設け(本件発明1)、回転板及び/又は選別ケーシングの円周面に設け(本件発明3)、あるいは、クリアランスに設けること(本件発明4)によって、共回りの発生をなくし、クリアランスの目詰まりの発生を防ぐというものである。そして、本件板状部材は、本件固定リングに形成された凹部に嵌め込むように取り付けられて固定されることにより、本件各発明の「共回りを防止する防止手段」に該当する「表面側の突出部」、「側面側の突出部」を形成するものであること(当事者間に争いが無い)からすると、本件固定リング及び本件板状部材は、被告装置の使用(回転円板の回転)に伴って摩耗するものと認められるのであって、このような摩耗によって上記突出部を失い、共回り、目詰まり防止の効果を喪失した被告装置は、本件各発明の「共回りを防止する防止手段」を欠き、もはや「共回り防止装置」には該当しないと解される。

そうすると、「表面側の突出部」、「側面側の突出部」を失った被告装置について、新しい本件固定リング及び本件板状部材の両方、あるいは、いずれか一方を交換することにより、新たに「表面側の突出部」、「側面側の突出部」を設ける行為は、本件各発明の「共回りを防止する防止手段」を備えた「共回り防止装置」を新たに作り出す行為といえるべきであり、法2条3項1号の「生産」に該当すると評価することができるから、原告は、被告らに対し、法100条1項に基づき、被告装置の譲渡等の差止めに加えて、本件メンテナンス行為の差止めを求めることができる。

## 【民事手続】

### (14) 最一判平成28年6月27日 最高裁HP

平成26年(受)第1813号 損害賠償請求事件(棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/969/085969\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/969/085969_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

債務整理を依頼された認定司法書士は、当該債務整理の対象となる個別の債権の価額が司法書士法3条1項7号に規定する額(140万円)を超える場合には、その債権に係る裁判外の和解について代理することができない。

(理由)

司法書士法3条1項7号は、簡裁民事訴訟手続の代理を認定司法書士に認めたことに付随するものとして、裁判外の和解についても認定司法書士が代理することを認めたものといえ、その趣旨からすると、代理することができる民事に関する紛争も、簡裁民事訴訟手続におけるのと同じ範囲内のものと解すべきである。また、複数の債権を対象とする債務整理の場合であっても、通常、債権ごとに争いの内容や解決の方法が異なるし、最終的には個別の債権の給付を求める訴訟手続が想定されるといえることなどに照らせば、裁判外の和解について認定司法書士が代理することができる範囲は、個別の債権ごとの価額を基準として定められるべきものといえる。

このように、認定司法書士が裁判外の和解について代理することができる範囲は、認定司法書士が業務を行う時点において、客観的かつ明確な基準によって決められるべきであり、認定司法書士が債務整理を依頼された場合においても、裁判外の和解が成立した時点で初めて判明するような、債務者が弁済計画の変更によって受ける経済的利益の額

や、債権者が必ずしも容易には認識できない、債務整理の対象となる債権総額等の基準によって決められるべきではない。

### (15) 最二判平成28年7月8日 最高裁HP

平成26年(受)第865号 清算金請求事件

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/999/085999\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/999/085999_hanrei.pdf)

(裁判要旨)

再生債務者に対して債務を負担する者が、当該債務に係る債権を受働債権とし、自らと完全親会社を同じくする他の株式会社が有する再生債権を自働債権としてする相殺は、これを行うことができる旨の合意があらかじめされていた場合であっても、民事再生法92条1項により行うことができる相殺に該当しないものと解するのが相当である。

(理由)

民事再生法92条は、再生債権者が再生計画の定めるところによらずに相殺を行うことができる場合を定めているところ、同条1項は「再生債務者に対して債務を負担する」ことを要件とし、民法505条1項本文に規定する2人が互いに債務を負担するとの相殺の要件を、再生債権者がする相殺においても採用しているものと解される。そして、再生債務者に対して債務を負担する者が他人の有する再生債権をもって相殺を行うことができるものとするのは、互いに債務を負担する関係にない者の間における相殺を許すものにほかならず、民事再生法92条1項の上記文言に反し、再生債権者間の公平、平等な扱いという上記の基本原則を没却するものというべきであり、相当ではない。このことは、完全親会社を同じくする複数の株式会社がそれぞれ再生債務者に対して債権を有し、又は債務を負担するときには、これらの当事者間において当該債権及び債務をもって相殺を行うことができる旨の合意があらかじめされていた場合であっても、異なるものではない。

### (16) 東京地判平成27年11月9日 判例時報2293号67頁

平成27年(ワ)第8011号会員代表訴訟事件(却下(確定))

権利能力なき社団であるA協議会の会長、副会長であるY1 Y3が、専務理事Y4に対し、Aの規則に違反して1200万円を給与として支出したとして、Aの会員であるXらが Yら に対し1200万円をAに対して支払うよう求めた事案。

Yらは、Xらに権利行使を認める法あるいはAの規約上の定めはなく、Xらには当事者資格はないとして争い、Xらは株主代表訴訟制度あるいは一般社団法人・一般財団法人における理事者の責任追及の訴えの規定を類推適用して当事者資格が認められるべきであるとして争った。

本判決は、Xらは「自らがその給付を請求する権利を有すると主張する者」ではないこと、および権利能力なき社団については自らが当事者となって訴訟を提起することが認められているのであるから、権利能力なき社団の内部規定に基づく意思決定により権利行使、提訴を行うべきであることから、一構成員にすぎないXらに原告適格を認めることはできないとし、さらに株主代表訴訟等の類推適用についても、Aにおいては規約上、理事者は総会によって選任され、通常総会が毎年開催されるほか、一定の要件のもとに臨時総会も予定されており、実際に本件訴訟係属中にも通常総会が開催されたことを指摘し、かえって混乱を招き得るとして、Xらの当事者適格を否定した。

## 【刑事法】

### (17) 最二判平成28年6月13日 最高裁HP

平成26年(あ)第1655号 住居侵入、逮捕監禁、殺人、現住建造物等放火、有印私文書偽造・同行使、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/007/086007\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/007/086007_hanrei.pdf)

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(山形東京連続放火殺人事件)

(事案)

被告人は、次の2事件において、住居侵入、逮捕監禁、殺人、現住建造物等放火等の行為により起訴された。

同人と同性愛の関係にあった男性(以下「A」という。)をその実家から連れ戻す目的で、Aの実家の建物への放火を計画し、同建物内にAの両親がいるかもしれない、同建物に放火すればAの両親が死亡するかもしれないことを認識しながら、あえて、同建物付近に灯油をまいた上放火し、同建物を全焼させるとともに、Aの両親を焼死させた事件(以下「山形事件」という。)

被告人が、その後同性愛の関係にあった別の男性(以下「B」という。)の居所を知るため、同人に対するストーカー行為等を繰り返したが知るに至らず、その拳げ句、居所を教えようとし、Bの母親(以下「C」という。)に対する逆恨みから同人を殺害し、その犯行を隠蔽するため同人方居宅に放火することを計画し、被告人の妻と共謀の上、C方に侵入し、帰宅したCの両手足を結束バンドで緊縛するなどして約4時間半にわたって逮捕監禁した後、殺意を



もって、同人の身体に大型のたらいを覆い被せ、燃焼した炭をその中に入れて、同人を一酸化炭素中毒により死亡させ、その後Bが現に住居に使用していた同居宅の床面に灯油をまいた上で放火し、同居宅を全焼させた事件(以下「東京事件」という。)

第1審判決は被告人に死刑を科刑し、原判決もこれを維持した。

弁護人が上告した。

(判旨)

被告人は、Aを連れ戻したいとの身勝手な動機から放火を計画し、2名を死亡させるという山形事件を実行し、その後、Bの居所を隠し続けるCに対する逆恨みから東京事件を実行した。わずか1年余の間に、いずれも交際相手を連れ戻したいという思いから出発して、殺人、放火という重大犯罪を重ねたことは、被告人の身勝手極まりない人命軽視の態度を示すものといえ、各犯行とも強い非難を免れず、3名の生命を奪った結果は極めて重大である。また、東京事件は、殺人の点も含めて周到な用意の上で実行された計画的犯行である。Cが苦しみを訴え、必死に命乞いするにもかかわらず、約2時間にわたってたらいの上に座り続けるなどして殺害の目的を遂げており、犯行態様は誠に残忍というほかない。各放火の犯行も危険極まりないものである。東京事件には妻が共犯として関与しているものの、被告人が首謀者であることは明白で、その責任は妻と比べて格段に重い。いずれの被害者らにも落ち度は全くなく、遺族らは峻烈な処罰感情を示している。

山形事件については未必的な殺意が認められるにとどまること、被告人が反省の態度を示していることなど、被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、その刑事責任は極めて重大というほかなく、原判決が維持した第1審判決の死刑の科刑は、当裁判所もこれを是認せざるを得ないから、上告を棄却する。

### (18) 最一判平成28年6月16日 最高裁HP

平成26年(あ)第452号 傷害、殺人、殺人未遂、未成年者略取、銃砲刀剣類所持等取締法違反被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/008/086008\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/008/086008_hanrei.pdf)

(要旨)

死刑の量刑が維持された事例(元少年石巻殺傷事件)

(事案)

被告人は、(1)同棲相手の女性B(当時18歳)に対し、模造刀及び鉄棒で数十回その全身を殴打するなどの暴行を加えて全治約1か月を要する傷害を負わせ、(2)実家に戻ったBを連れ出そうと試みたもののBの姉C(当時20歳)に阻まれ、Bの友人女性D(当時18歳)に警察に通報されて逃げ出すのを余儀なくされるに至って、Bを略取するとともにこれを邪魔する者は殺害しようと計画し、同月10日早朝、Bの実家において、Cが警察に連絡したことなどを契機として、C、D、及びCの友人男性E(当時20歳)に対し、いずれも殺意をもって、牛刀で胸部等を突き刺し、よって、C及びDを失血死させるなどして殺害し、Eに入院加療1週間を要する右肺損傷等の傷害を負わせるにとどまり殺害の目的を遂げず、Bを自動車に乗せて略取した行為において、傷害、殺人、殺人未遂等の罪で起訴された。第1審判決は被告人に死刑を科刑し、原判決もこれを維持した。

弁護人が上告した。

(判旨)

(2)の犯行は、被告人が、それぞれ強い殺意の下に、3名の者に対して牛刀で攻撃を加え、その結果、2名の生命が奪われ、残る1名についても一命は取り留めたものの重傷を負うに至っているのであって、その罪質、結果ともに誠に重大な事案である。

被告人は、Bに激しい暴行を一方的に加えて重傷を負わせたのに、Bの略取を図るとともに、これを邪魔しようとする者がいる場合にはその殺害も辞さないと思い定めて、Bの身を案じ同室していたCらを襲ったものであり、その身勝手極まりない動機に酌むべき余地はなく、もとより被害者らに責められるべき点はない。さらに、牛刀や革手袋を事前に入手したり、身代わりの出頭を関係者に働きかけるなどの準備工作を経て、BやBとの間に生まれた乳児が就寝する部屋内に至り、無抵抗のCの肩をつかみながら、腹部を牛刀で突き刺した上で二、三回前後に動かす攻撃を加え、あるいは、命乞いをするDの胸等を数回突き刺すなどしており、殺害行為等の態様は、冷酷かつ残忍である。犯行時18歳7か月の少年であり前科がないとはいえ、本件は被告人の深い犯罪性に根ざした犯行であり、Eや遺族の処罰感情はしゅん烈である。

被告人が一定の反省の念及び被害者や遺族に対する謝罪の意思を表明していることを考慮しても、なお原判決は是認されるから、上告を棄却する。

### (19) 最三決平成28年7月12日 最高裁HP

平成26年(あ)第747号 業務上過失致死傷被告事件(上告棄却)

判決文：[http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/020/086020\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/020/086020_hanrei.pdf)

(要旨)

花火大会が実施された公園と最寄り駅とを結ぶ歩道橋で多数の参集者が折り重なって転倒して死傷者が発生した事故について、警察署副署長に同署地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立しないとされた事例(事案)

平成13年7月21日午後7時45分頃から午後8時30分頃までの間、大蔵海岸公園において、実施された花火大会の際、近くの歩道橋に多数の参集者が集中し、折り重なって転倒した結果、11名が圧死等により死亡し、183名が傷害を負った事故(以下「本件事故」という。)において、当時明石警察署副署長であった被告人が業務上過失致死傷罪で起訴された。なお、本件事故について、当時明石警察署地域官であったB(以下「B地域官」という。)が平成14年12月26日に業務上過失致死傷罪で起訴され、平成22年6月18日に同人に対する有罪判決が確定している。

第一審判決は、被告人を免訴とし、原判決もこれを維持した。検察官の職務を行う指定弁護士は、被告人とB地域官は刑訴254条2項にいう「共犯」に該当し、被告人に対する公訴時効が停止していると主張して、上告した。

(判旨)

被告人とB地域官が刑訴法254条2項にいう「共犯」に該当するというためには、被告人とB地域官に業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する必要がある。

そして、業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立するためには、共同の業務上の注意義務に共同して違反したことが必要であると解されるところ、明石警察署の職制及び職務執行状況等に照らせば、B地域官が本件警備計画の策定の第一次的責任者ないし現地警備本部の指揮官という立場にあったのに対し、被告人は、副署長ないし署警備本部の警備副本部長として、当時明石警察署署長であったC(以下「C署長」という。)が同警察署の組織全体を指揮監督するのを補佐する立場にあったもので、B地域官及び被告人がそれぞれ分担する役割は基本的に異なっていた。本件事故発生の防止のために要求され得る行為も、B地域官については、本件事故当日午後8時頃の時点では、配下警察官を指揮するとともに、C署長を介し又は自ら直接機動隊の出動を要請して、本件歩道橋内への流入規制等を実施すること、本件警備計画の策定段階では、自ら又は配下警察官を指揮して本件警備計画を適切に策定することであったのに対し、被告人については、各時点を通じて、基本的にはC署長に進言することなどにより、B地域官らに対する指揮監督が適切に行われるよう補佐することであったといえ、本件事故を回避するために両者が負うべき具体的注意義務が共同のものであったということではできない。被告人につき、B地域官との業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する余地はない。

そうすると、B地域官に対する公訴提起によって刑訴法254条2項に基づき被告人に対する公訴時効が停止するものではなく、原判決が被告人を免訴とした第1審判決を維持したことは正当であるから、上告を棄却する。

本件において、被告人とB地域官が刑訴法254条2項にいう「共犯」に該当するというためには、被告人とB地域官に業務上過失致死傷罪の共同正犯が成立する必要がある。

## (20)大阪高判平成27年3月27日 判例時報2292号112頁

平成25年(う)第1335号 業務上過失致死傷被告事件(控訴棄却(上告))

JR西日本福知山線の快速列車が大幅な速度超過状態で曲線線路に進入して脱線転覆し、多数の乗客が死傷した事故について、検察審査会の起訴議決を経て、検察官の職務を行う指定弁護士により業務上過失致死傷の罪で起訴された事件で、同社の歴代代表取締役社長3名が被告人となった。原判決は、本件曲線で速度超過による列車転覆事故が発生する危険性についての具体的予見可能性を否定し、いずれも無罪を言い渡した(神戸地判平成25年9月27日判決、平成23年(わ)第473号事件ほか、判例秘書登載)。これに対し、指定弁護士が控訴を申し立てた。控訴審は、指定弁護士の控訴審における主張に応じて、本件事故の予見可能性の判断手法等に関する主張についてまず検討し、原判決の判断手法に誤りがあるとはいえないとし、次に同予見可能性についての原判決の認定判断に関する主張について検討し、原判決の判断を是認し、被告人3名の刑事上の過失を否定し、控訴を棄却した。

## (21)東京高判平成27年10月8日 判例タイムズ1424号168頁

平成27年(う)第1068号 覚せい剤取締法違反被告事件(破棄自判、確定)

覚せい剤の自己使用及び所持で有罪となった被告人が、訴訟手続の法令違反等を理由に控訴した事件において、本判決は、(1)職務質問を受けた被告人が駅前ロータリーに向けて移動を始めた際に、その場に臨場した弁護士が警察官に対し令状がない以上、その場にとどまる理由がない旨明確に述べ、警察官が被告人を押ししたりつかんだりした際などにも、これを止めるよう述べていたにもかかわらず、これを無視する形で被告人に「痛い」と言わしめるほどの有形力を行行使し、さらには、後方から被告人を転倒させるほどの有形力を行行使したこと、(2)その後、被告人と弁護士が乗車したタクシーを、警察官が高速道路に入らせないためにこれを停止させ、その際にパトカー3台で当該タクシーの進路を塞ぎタクシーを動けないようにしたこと、についていずれも任意捜査の限界を超える違法なものと判示した(もっとも、これによって尿の鑑定書等の証拠能力を否定することまではしなかった)。

## 【公法】

### (22)大阪高判平成27年10月15日 判例時報2292号30頁

平成27年(行コ)第4号・第62号 戒告処分取消等請求控訴,同附帯控訴事件(取消(上告・上告受理申立て))

入れ墨の有無等を訪ねる調査に回答することを義務づける地方公営企業(大阪市交通局)の管理者の職務命令に職員が所定の書面で回答しなかったことが職務命令違反にあたるとして大阪市交通局長が同職員に対して地方公営企業法29条1項各号等に基づいて戒告処分としたことが憲法13条,21条,大阪市個人情報保護条例(以下「本条例」という)に違反し違法であるとして,同処分の取消や国賠請求をした事案。原判決は,憲法13条及び21条には違反しないが,本条例6条2項(「実施機関は,思想,心情及び宗教に関する個人情報並びに人種,民族,犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を収集してはならない。」)に違反するから本件の職務命令及び戒告処分は違法であるとし,処分取消請求を認容し,職員の損害発生は認められないとして国賠請求は棄却した。これに対し,大阪市が控訴し,職員が附帯控訴した。控訴審は,原判決同様憲法13条及び21条には違反しないとしたうえで,本条例6条2項についても,入れ墨をしているという属性を「人種,民族,犯罪歴」といった属性と同列に考えることは相当ではないとして,「社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報」とは認めず,本条例にも違反しないと判断し,原判決が戒告処分取消請求を認容した部分を取り消して同請求を棄却した。

## 【その他】

### (23)東京地判平成27年10月15日 判例タイムズ1424号249頁

平成26年(ワ)第25665号 損害賠償請求事件(請求棄却,確定)

弁護士による破産手続開始申立ての受任通知の送付後,同申立てが行われぬまま弁護士が辞任するまでの間に,債務者が所有不動産を売却したために,その後に債務者に対し債務名義を取得した債権者が,当該不動産を対象とする強制執行等の手続をとれなかったとして,当該弁護士に対し,不動産の換価行為を防止すべき義務等を怠ったとして,損害賠償の請求を行った。

本判決は,債務者破産の申立てを受任した弁護士は,その旨を債権者に通知するなどした場合,破産制度の趣旨目的に照らし,破産財団を構成すべき財産の不当な減少,散逸を防止するために必要な方策を講じるとともに,可及的速やかに破産申立てを行うべき法的義務を負うとし,当該弁護士が受任通知の送付により債権者の権利行使を制約しておきながら合理的な理由もなく破産申立てを行わず,その間に債務者の責任財産を不当に減少させて債権の実現を困難ならしめたような場合には,債権者が当該弁護士に対し直接損害賠償請求をすることを否定すべき理由はないと判示したが,本件については,債務者が弁護士に対し必要な資料を提供せず,本件不動産の売却に関しても虚偽の説明をしていたなどの状況があり,弁護士に法的義務違反は認められないとして,Xの請求を棄却した。

### (24)さいたま地決平成28年5月19日 判例時報2293号99頁

平成28年(ヨ)第103号 ウェブサイト掲載禁止仮処分命令申立事件(認容(起訴命令申立))

NTTの電話帳に掲載された個人や法人の名前,住所,電話番号をインターネット上で誰でも検索できるようにしたウェブサイト(「ネットの電話帳」という。)を開設している債務者に対して,ウェブサイト上で公開している債権者の住所,氏名,電話番号の表示を削除すること等を命じた仮処分であり,債権者に担保を立てさせないで仮処分命令が発せられ,ネットの電話帳に現に掲載されている住所,氏名,電話番号の削除を命じたうえで,更に,ネットの電話帳のみならず,債務者が今後開設することがあるその他のウェブサイトにおいても債権者の氏名,住所,電話番号を掲載することを禁止した。

## 【紹介済判例】

最一決平成25年12月19日 判例時報2292号55頁

平成25年(許)第6号 文書提出命令申立て却下決定に対する抗告審の一部変更決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

法務速報153号16番で紹介済

最二判平成26年3月24日 判例タイムズ1424号95頁

平成23年(受)第1259号 解雇無効確認等請求事件(一部破棄差戻,一部上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/051/084051\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/051/084051_hanrei.pdf)

法務速報155号19番で紹介済

東京高判平成26年12月24日 判例タイムズ1424号132頁

平成26年(ネ)第4493号 認知無効確認請求控訴事件(取消,差戻,上告,上告受理申立(後上告棄却,上告不受理))

法務速報181号1番で紹介済

最二判平成27年11月20日 金法2044号69頁

平成26年(受)第1458号 遺言無効確認請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/488/085488\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/488/085488_hanrei.pdf)

法務速報176号2番で紹介済

最一判平成27年11月30日 金法2045号86頁

平成26年(受)第2146号 建物明渡請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/507/085507\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/507/085507_hanrei.pdf)

法務速報176号24番で紹介済

最三判平成27年12月8日 金法2045号80頁

平成25年(受)第2307号 寄附行為変更無効確認等請求事件(破棄自判)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/529/085529\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/529/085529_hanrei.pdf)

法務速報176号3番で紹介済

最一決平成27年12月17日 判例時報2291号52頁

平成27年(行フ)1号 訴訟救助申立て却下決定に対する抗告状却下命令に対する許可抗告事件(破棄)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=85663](http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=85663)

法務速報176号26番で紹介済

知財高判平成27年12月17日 判例時報2293号117頁

平成27年(行ケ)第10018号 審決取消請求事件(認容(確定))

法務速報177番17号で紹介済

最三判平成28年1月12日 判例時報2293号47頁

平成26年(受)第1351号 保証債務請求事件(破棄差戻)

法務速報177番1号で紹介済

最三判平成28年1月12日 金法2044号64頁

平成26年(受)第1351号 保証債務請求事件(破棄差戻)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/594/085594\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/594/085594_hanrei.pdf)

法務速報177号1番で紹介済

最一判平成28年2月29日 判例タイムズ1424号68頁

平成27年(行ヒ)第75号 法人税更正処分取消請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/710/085710\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/710/085710_hanrei.pdf)

法務速報179号25番で紹介済

最二判平成28年2月29日 判例タイムズ1424号83頁

平成27年(行ヒ)第177号 法人税更正処分等取消請求事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/709/085709\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/709/085709_hanrei.pdf)

法務速報179号26番で紹介済

最二判平成28年3月4日 判例タイムズ1424号115頁

平成27年(受)第1384号 保険金請求本訴,不当利得返還請求反訴事件(上告棄却)

判決文: [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/726/085726\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/726/085726_hanrei.pdf)

法務速報179号3番で紹介済

最一判平成28年3月10日 判例タイムズ1424号110頁

平成26年(受)第1985号 損害賠償請求事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/737/085737\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/737/085737_hanrei.pdf)

法務速報179号4番で紹介済

最三判平成28年3月15日 判例タイムズ1424号103頁

平成26年(受)第2454号 損害賠償請求事件(破棄自判)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/749/085749\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/749/085749_hanrei.pdf)

法務速報179号15番で紹介済

最一決平成28年6月21日 最高裁HP

平成26年(あ)第1546号 児童福祉法違反被告事件(上告棄却)

判決文 : [http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/960/085960\\_hanrei.pdf](http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/960/085960_hanrei.pdf)

法務速報182号20番で紹介済

## 2. 平成28年(2016年)7月26日までに成立した,もしくは公布された法律

種類	提出回次	番号
法律名及び概要		

なし

### 3.7月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

白石悟史 監修/和泉宏陽/澄川 賢/萩原正宏/福嶋弘榮/萩庭一元 著 自由国民社 232頁 2,052円  
交通事故と保険の基礎知識

災害復興まちづくり支援機構付属マンション問題研究会 編著 第一法規 288頁 3,132円  
専門士業と考える 弁護士のためのマンション災害対策Q&A

富田 裕 著 中央経済社 262頁 3,240円  
建設・不動産会社の法務 設計・施工・売買のリスク予防・対応義務

石井法律事務所/岡田理樹/長崎真美/森麻衣子/奥富 健/鹿野晃司 著 商事法務 352頁 4,860円  
発信者情報開示・削除請求の実務 インターネット上の権利侵害への対応

平川 忠雄 監修 遠藤 英嗣/中島 孝一/星田 寛 編者 日本法令 672頁 5,940円  
民事信託実務ハンドブック

東京弁護士会 弁護士研修センター運営委員会 編 ぎょうせい 294頁 3,996円  
弁護士専門研修講座 子どもをめぐる法律問題

#### 4.7月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

日本弁護士連合会 編 第一法規 952頁 7,020円

日弁連研修叢書 平成27度研修版 現代法律実務の諸問題

小早川光郎/高橋 滋 著 弘文堂 720頁 12,960円

条解 行政不服審査法

犬塚 浩 編集代表 ?木 薫/宮田 義晃 編 青林書院 404頁 4,968円

建築紛争判例ハンドブック

森田 明 著 日本評論社 288頁 5,940円

論点解説 情報公開・個人情報保護審査会答申例

吉田 和央 著 金融財政事情研究会 864頁 9,180円

詳解 保険業法

全国社会保険労務士会連合会 編 中央経済社 447頁 2,808円

労働基準法の実務相談 平成28年度 平成28年4月1日現在

小山 博章 編著 中山 達夫/石井 拓土/町田 悠生子 著 新日本法規 372 頁 4,428円

労務専門弁護士が教えるSNS・ITをめぐる雇用管理-Q&Aとポイント・書式例-



## 5. 発刊書籍<解説>

「弁護士専門研修講座 子どもをめぐる法律問題」

子どもの手続代理人の実務,親権・監護権の実務,学校問題,未成年後見,児童虐待と法制度について実際の事例や裁判例などを踏まえながら解説されている。子どもに関する法律問題について,押さえておくべき基本的な事項を学ぶのに役に立つ本である。

「労務専門弁護士が教えるSNS・ITをめぐる雇用管理-Q&Aとポイント・書式例-」

SNSやクラウド・インターネット,スマートフォン,PC等をめぐる問題点と雇用管理について,概要が述べられているとともに,55の具体的な事例について解説がなされている。就業規則や利用規程の書式が掲載されている。また巻末に判例年次検索がある。労務を担当する際に参考になる本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。